



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 沖縄振興特別措置法に基づく保全利用協定の認定の申請（自然保護・緑化推進課） 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） 1
- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課） 2
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課） 2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（消費・くらし安全課） 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 3

教育委員会事項

- 沖縄県教職員住宅貸付規程の一部を改正する訓令 3

告 示

沖縄県告示第1号

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第21条第1項の規定により、次のとおり保全利用協定の認定の申請があった。

なお、認定の申請があった保全利用協定を平成28年1月5日から同月19日までの間、沖縄県環境部自然保護・緑化推進課及び宜野湾市役所市民経済部環境対策課において縦覧に供する。

平成28年1月5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 保全利用協定の名称 謝名瀬地区保全利用協定
- 2 協定区域 謝名瀬及びその周辺海域
- 3 保全利用協定の対象となる環境保全型自然体験活動の種類 スキューバダイビングによる水中生物観察及びシュノーケリングによる水中観察
- 4 保全利用協定に参加する者の名称 ドルフィンループダイビングサービス、アルファダイブ沖縄、潜水案内沖縄、海竜潜水、サザンアイランダーダイブツアーズ、ホワイトツリー及びアズワンダイブ沖縄
- 5 その他 この告示に係る保全利用協定に関し、自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間以内に知事に意見書を提出することができる。

沖縄県告示第2号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり南大東村新東土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年1月5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所

理事	上原豊三郎	南大東村字新東412番地
理事	山下佳和	南大東村字新東168番地
理事	大城典一	南大東村字新東363番地
理事	垣花恵忠	南大東村字在所208番地
理事	平安山正治	南大東村字新東343番地
監事	喜納和啓	南大東村字新東469番地
監事	比嘉守	南大東村字在所41番地

任期 平成27年11月30日から平成31年11月29日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	上原豊三郎	南大東村字新東412番地
理事	平安山良一	南大東村字新東343番地
理事	新里正信	南大東村字池之沢131番地
理事	山下佳和	南大東村字新東168番地
理事	大城典一	南大東村字新東363番地
監事	平安山勝巳	南大東村字新東343番地
監事	喜納和啓	南大東村字新東469番地

沖縄県告示第3号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宮古島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 1月 5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市下地字嘉手苺地内（オホナ東地区）
- 2 公共測量を実施する期間 平成27年11月12日から平成28年 2月19日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成23年沖縄県告示第558号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年 1月 5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 豊見城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・1号饒波川線及び3・4・2号谷口線
- 3 事業施行期間 平成23年11月25日から平成31年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成23年沖縄県告示第558号及び平成25年沖縄県告示第581号の事業地のうち豊見城市字高安高安原地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 なし

5 変更の内容 事業施行期間及び事業地の変更

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成28年2月20日まで縦覧に供する。

平成28年 1月 5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年12月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人りん・輪
- 3 代表者の氏名 山城杉子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県島尻郡南風原町字兼城393番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害を持つ人々が、住みなれた地域で社会参加を目指すことや、働く場を提供するとともに、各々の個性にあった生活の自立を支援し、常に情報発信と地域住民との交流を密にし、不特定多数の人々に障害者について、より一層の理解を深め、共に手をたずさえ、助け合える地域福祉の増進に貢献することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 1月 5日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 8月28日 沖縄県指令土第1046号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大里2062番13
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平611番地の1 ウェストロード・キャッスル104号 大城元
- 5 検査済証番号 平成27年12月17日 第4261号
- 6 工事完了年月日 平成27年11月21日

教育委員会事項

沖縄県教育委員会教育長訓令第1号

沖縄県教職員住宅貸付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 1月 5日

沖縄県教育委員会
教育長 諸 見 里 明

沖縄県教職員住宅貸付規程の一部を改正する訓令

沖縄県教職員住宅貸付規程（平成13年沖縄県教育委員会教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表中	北部農林高等学校教職員住宅	名護市	を
	北部工業高等学校教職員住宅	名護市	
	名護商業高等学校教職員住宅	名護市	
	名護特別支援学校教職員住宅	名護市	

北部農林高等学校教職員住宅	名護市	に、
宮古農林高等学校教職員住宅	宮古島市	
翔南高等学校教職員住宅	宮古島市	を
宮古総合実業高等学校教職員住宅	宮古島市	に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4月 1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
---	--